

福岡県公報

平成27年1月6日
第3657号

目次

告示(第1号・第2号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) …………… 2
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 3
- 一般競争入札の実施 (教育庁企画調整課) …………… 4
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 7
- 換地を定めない土地の指定 (農村森林整備課) …………… 7
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (公園街路課) …………… 7
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 10
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) …………… 11
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 11

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (障害者福祉課) …………… 12

告示

福岡県告示第1号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 西新(2)
- 2 区域の所在地 嘉麻市下山田字寺ノ谷、字門前、字安国寺
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から19号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と19号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
嘉麻市下山田字門前	311番1	1号
	325番	2号
嘉麻市下山田字安国寺	327番1	3号から9号まで
	327番28	10号
	327番28地先水路敷	11号

嘉麻市下山田字寺ノ谷	327番16地先道路敷	12号
	327番19	13号及び14号
	300番9地先水路敷	15号
	302番2	16号
	302番1	17号及び18号
	302番7	19号

福岡県告示第2号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する要措置区域
春日市須玖北四丁目5番の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄）

公 告**公告**

築上郡吉富町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
横川 兵馬	築上郡吉富町大字今吉134番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字佛法2272番、2274番1及び2274番6、字丁ノ坪2269番10、2269番11及び2270番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡久山町大字山田2268-1
アルインコ 株式会社 福岡支店
支店長 力丸 和美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字柚ノ木1436番1、1436番5から1436番8まで、1437番5、1461番3、1461番10、1461番12から1461番17まで、1462番1から1462番8まで、1463番1及び1463番3から1463番25まで並びにこれらの区域内の道路である新宮町所有地（1464番1、1464番2、1464番17及び1464番2地先道路）の一部及び（1464番28地先道路）の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

新宮町土地開発公社

理事長 山崎 浩

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県立学校教職員用パソコン賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年1月14日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

県立学校教職員用パソコン賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年3月1日から平成33年2月28日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年1月30日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成27年1月26日（月曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期

間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-643-3884

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年1月6日（火曜日）から平成27年1月19日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年1月30日（金曜日）午前11時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

平成27年1月30日（金曜日）午前11時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of computer systems for use in public school staff in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
11:00 AM on January 30, 2015
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Fukuoka Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN

TEL 092-643-3880

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡川崎町大字安真木の一部 (木城地区)	平成26年12月18日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業芥屋地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
糸島市	志摩芥屋	笠松	1548-1	田	1085のうち160
糸島市	志摩芥屋	笠松	1549-1	田	822のうち200
糸島市	志摩岐志	三十歩	1296	田	4653のうち120
糸島市	志摩岐志	尾崎	1274-1	田	2497のうち260
糸島市	志摩岐志	三十歩	1297	田	1932のうち170
糸島市	志摩岐志	新開	1299	田	1407のうち150
糸島市	志摩岐志	新開	1301-1	田	1184のうち150

糸島市	志摩岐志	新開	1302-1	田	1346のうち160
糸島市	志摩芥屋	笠松	1536	田	859のうち70
糸島市	志摩芥屋	天神前	2412-1	田	979のうち280
糸島市	志摩芥屋	笠松	1546-1	田	809のうち70
糸島市	志摩芥屋	笠松	1528	田	1548のうち150
糸島市	志摩芥屋	笠松	1530	田	430のうち60
糸島市	志摩芥屋	笠松	1531	田	203のうち30
糸島市	志摩芥屋	笠松	1532	田	185のうち40
糸島市	志摩岐志	新開	1303-1	田	1412のうち170
糸島市	志摩芥屋	笠松	1550-1	田	173のうち130
糸島市	志摩岐志	岸ノ下	1158	田	888のうち270
糸島市	志摩岐志	堀田	916	田	1274のうち620
糸島市	志摩岐志	堀田	918	田	550のうち280
糸島市	志摩岐志	松田	889	田	933のうち60
糸島市	志摩岐志	松田	891	田	1373のうち520
糸島市	志摩岐志	松田	901	田	946のうち170
糸島市	志摩岐志	半田	944	田	459のうち30
糸島市	志摩岐志	半田	945	田	1547のうち150
糸島市	志摩岐志	松田	892	田	1158のうち570
糸島市	志摩芥屋	笠松	1533	田	165のうち60
糸島市	志摩芥屋	笠松	1534	田	126のうち105.63
糸島市	志摩岐志	松田	893	田	647
糸島市	志摩岐志	松田	894	田	127

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

公益法人制度改革関連三法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号））の制定により、民法の規定に基づく公益法人に関する制度が改められたことに伴い、福岡県屋外広告物条例施行規則の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年12月26日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県宅地建物取引業法施行細則（平成12年福岡県規則第70号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年法律第81号）の施行に伴い、必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年12月16日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ルミエール苅田店
- (2) 所在地 京都郡苅田町大字二崎118-2

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・ 工事施工中の工事車両の運行に十分に注意し、通学児童・生徒の安全を確保すること。また、閉店後の駐車場出入り口付近については、一旦停止等の標示をするなど、通学児童、生徒の安全を確保すること。
 - ・ 消防車両（消防車、救急車等）の進入路の確保と、直近に車両のスペースの確保をすること。
 - ・ ルミエールへの買い物に苅田町コミュニティバスを利用している方が多くいるので、バス運行時の利便性の向上や安全確保をすること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・ 特になし
- (3) 廃棄物に係る事項等
 - ・ 特になし
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・ 特になし
- (5) 街並みづくり等への配慮等
 - ・ 京築広域景観計画の届出及び屋外広告物許可申請を、適切な時期に行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ大川店
 - (2) 所在地 大川市大字郷原字一町四反583番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン遠賀
 - (2) 所在地 遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
変更後の状態において、地域住民及び小売業からの意見等は寄せられておらず、適正な配慮がなされているものと判断いたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
三角商事株式会社	ルミエール荻田店 京都郡荻田町大字二崎118-2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第二工区) 嘉穂郡桂川町大字土師3632番6、3632番8、3632番9、3632番10、3632番13、3632番14、3994番10及び3994番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字広川字鶴田403番、404番1、404番2、405番2、405番8、405番9、413番1、413番3及び414番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代1389-5

フジホーム 株式会社

代表取締役 大藤 秀夫

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くらしサポートこらほ

(2) 代表者の氏名

九十九 真知子

(3) 主たる事務所の所在地

京都郡苅田町大字尾倉3425番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者とその家族、支援者及び地域社会に対して、地域で豊かに暮らすための支援、発達障害に関する適切な療育、相談、研修に関する事業および障害福祉サービス事業の経営を行い、もって発達障害児・者の教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ウェルビー

(2) 代表者の氏名

田中 浩二

(3) 主たる事務所の所在地

嘉麻市下白井1186番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等社会的弱者が地域社会において自立した生活を営むことができるよう介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業等を行い、それら社会的弱者の福祉の向上と人権の擁護を図るとともに、すべての人々が助け合い、明るく生きいきと安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 むなかた子育てネットワークこねっと

(2) 代表者の氏名

梅田 ひろみ

船越 康子

(3) 主たる事務所の所在地

宗像市久原180番地宗像市市民活動交流館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市及びその周辺地域の子どもと保護者に対して、子育て支援に関する事業を行うことにより、子どもの健全な発達を促進すること、および保護者が生き活きと楽しく子育てができることをめざし、子育てに関わる専門家や支援団体、行政、地域の関係づくりを促進することで、子育てしやすい街づくりに寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡大任町大字今任原字鐘付田18番1から18番3まで及び19番1から19番3まで並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡大任町大字大行事3067番地

大任町長 永原 譲二

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1

項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区	区画整理事業 (田川郡大任町大字大行事丹波地区)	平成26年12月18日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年12月11日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社隆光	築上郡築上町大字湊1177-9	元島 隆	平成23年9月7日 福岡県知事許可（般-23） 第106041号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社隆光の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成26年10月30日に懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同年11月14日にその刑が確定しており、建設業法第8条第10号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

雑 報

福岡県障害者施策審議会公告

福岡県障害者長期計画及び福岡県障害者福祉計画（第3期）の策定に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成27年1月6日

福岡県障害者施策審議会会長 門田 光司

1 意見募集の対象

福岡県障害者長期計画及び福岡県障害者福祉計画（第3期）の策定に係る答申（案）

2 答申（案）の概要

福岡県障害者長期計画及び福岡県障害者福祉計画（第3期）の策定

(1) 福岡県障害者長期計画

- ① 計画策定の根拠規定 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項
- ② 計画期間 平成27年度から平成32年度の6年間
- ③ 骨子案

第1章 総論

第1節 計画の概要

第2節 障害者の状況

第3節 障害者の雇用、特別支援学校卒業者の進路動向

第2章 各論

第1節 生活支援のための環境づくり

- 1 相談支援体制の構築
- 2 利用者本位の在宅サービス等の充実
- 3 地域福祉の支援
- 4 障害児支援の充実
- 5 サービスの質の向上等

- 6 資質の高い専門職種の育成
- 7 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- 8 研修体制の充実

第2節 保健・医療の充実

- 1 保健・医療サービスの充実
- 2 精神保健福祉施策の充実
- 3 難病に関する施策の推進
- 4 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

第3節 教育の充実、文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 1 インクルーシブ教育システムの構築
- 2 教育環境の整備
- 3 高等教育における支援の推進
- 4 スポーツ、レクリエーション、文化活動の振興

第4節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

- 1 障害者雇用の促進
- 2 総合的な就労支援
- 3 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 4 福祉的就労の底上げ
- 5 経済的自立の支援

第5節 安心できる生活基盤の整備

- 1 福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり
- 2 住宅の確保
- 3 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進等
- 4 公共的施設等のバリアフリー化の推進等

第6節 情報化の促進とコミュニケーションの支援

- 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 2 情報提供の充実等
- 3 意思疎通支援の充実
- 4 行政情報のバリアフリー化

第7節 安全・安心

- 1 防災対策の推進
- 2 防犯対策の推進
- 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第8節 差別の解消および権利擁護の推進

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進
- 2 権利擁護の推進

第9節 行政サービス等における配慮

- 1 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等
- 4 資格に関する配慮等

第3章 推進体制

第1節 連携・協力の確保

第2節 広報・啓発活動の推進

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 障害及び障害者理解の促進
- 3 ボランティア活動等の推進

第3節 進捗状況の管理及び評価

第4節 法制的整備

第5節 調査研究及び情報提供

別表 成果目標

(2) 福岡県障害者福祉計画（第3期）

- ① 計画策定の根拠規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条
- ② 計画期間 平成27年度から平成29年度の3年間
- ③ 骨子案

第1章 総論

第1節 計画の概要

第2節 福岡県障害者福祉計画（第2期）の進捗状況

第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

第2節 地域生活支援拠点等の整備

第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保策

第4節 指定障害福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障害福祉サービス等の質の向上

第5節 県の実施する地域生活支援事業

第6節 収入水準向上のための計画

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保

第2節 進捗状況の管理及び評価

3 答申（案）の閲覧場所等

(1)～(6)の場所に配架するとともに(7)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- (6) 福岡県福祉労働部障害者福祉課（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁2階）
- (7) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見の提出期間

平成27年1月6日（火）から平成27年1月20日（火）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県福祉労働部障害者福祉課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3304

※問い合わせ先：092-643-3262

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。